

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
飯能産婦人科医院	飯能市双柳一三三二一	令和七年九月一日

二 指定施術機関

氏名			
住所			
名称		施術所	
所在地			
川越ステーション	KEiROW	川越市霞が関北二一六一一〇三	
入間ステーション	KEiROW	入間市東藤沢四一六一一二二〇二	
鶴ヶ島ステーション	KEiROW	鶴ヶ島市脚折一四四二一一渡辺マンション二一〇二	
武練馬ステーション	KEiROW	東京都板橋区徳丸一一九一一七	
令和七年八月一日			休止年月日

菊地 正修		
ＫＥｉＲＯＷさ いたま緑区ステ ーション	ＫＥｉＲＯＷさ いたま緑区ステ ーション	ＫＥｉＲＯＷさ いたま緑区ステ ーション
さいたま市桜区下大久保一二 一九一―三二四	さいたま市緑区中尾三四三一 一―二〇一	さいたま市緑区中尾三四三一 一―二〇一
令和七年八月 一日		